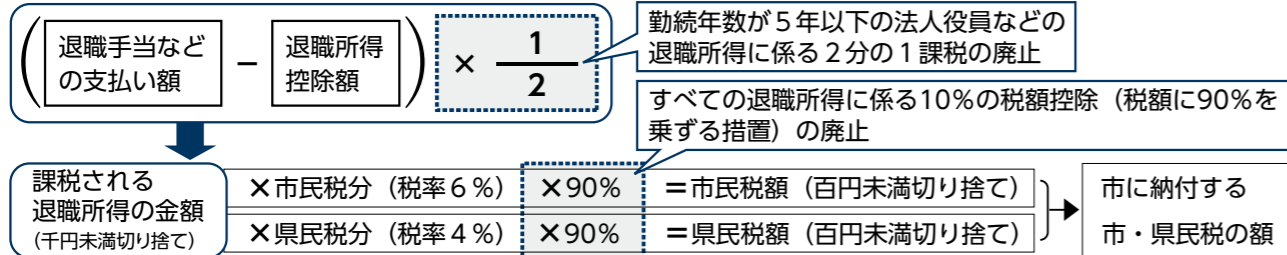


市・県民税の制度が変わります

図課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る市・県民税の計算方法が変わります



所得控除を受ける時の生命保険料控除の取り扱いが変わります

- ①一般生命保険料控除から介護保障や医療保障を分離して、介護医療保険料控除を新設
 - ②平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)では、各保険料控除の適用限度額などを変更
- 各保険料控除の適用限度額

保険料控除の種類	旧契約 平成23年12月31日以前に締結		新契約 平成24年1月1日以降に締結	
	所得税	住民税	所得税	住民税
一般生命保険料控除額	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除額	—	—	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除額	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円
合計適用限度額	100,000円	70,000円	120,000円	70,000円

※合計適用限度額は、それぞれの保険料の控除額を合計した後の限度額
 ※控除額の計算や新契約と旧契約の双方について控除を適用する場合の算定方法などについては、お問い合わせください

白色申告者の記帳・帳簿等の保存対象がすべての人に適用

白色申告者とは、事業所得や不動産所得、山林所得を生ずる業務を行う人です。

期間	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から
保存対象	前々年分または前年分の事業所得などの合計額が300万円を超える人	すべての人

※詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください

ふるさと納税で津山市を応援してください(ふるさと津山サポート寄付金)

図産業政策課 ☎32-2081

ふるさと納税とは?

ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したいと思う自治体に寄附をするものです。

寄附をすることで、一定の範囲で所得税や個人住民税などが控除の対象になります。

寄附金のメニューは7種類!

寄附金のメニューは、7つの事業から選ぶことができます。

- ①ふるさとの父、母サポート事業
- ②ふるさとの子どもサポート事業
- ③桜あふれる津山城整備事業
- ④誇りある津山洋学発信事業
- ⑤ふるさとのお宝サポート事業
- ⑥水と緑あふれる環境まちづくり事業
- ⑦その他(用途を指定しない寄附)

特典

5,000円以上のご寄附をいただいた人には「ふるさと津山サポーター年間パスポート」を贈呈しています。

このパスポートを提示すると、津山城(鶴山公園)、津山郷土博物館、津山洋学資料館へ無料で入場できます。また、市内43カ所の協賛企業や店舗などで特典を受けることができます。



これから年末年始を迎え、友人やご親戚に会われる機会も多くなると考えられます。その際には、ぜひ「ふるさと納税」の紹介をお願いします。



このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業(貸付を含む)	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等)、ガス(麻醉)設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷庫 など

会社や個人で工場・商店などを営んでいる人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といえます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する資産を申告する必要があります。

申告の主な対象 土地・家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上(固定資産台帳・減価償却明細書)しているものから自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや商標権など無

形減価償却資産などを除いたもの
申告方法 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出
締め切り 1月31日(木)
申告をしないといけない!
 申告の必要があるにもかかわらず申告しないしていると、法令により延滞金や加算金などが掛かってくる。
特に新規事業者は注意!
 申告書が届かない場合は必ず連絡してください。
 市では、償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

固定資産(償却資産)申告のお知らせ

図課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2016

事業者の皆さんへ

法人市民税の申告納付をお願いします

図課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

法人市民税は、事業者自らが税額を計算して確定申告などを行って納税する「申告納付制度」をとっています。市内に事務所や事業所などを設置している法人は申告納付が必要です。

法人市民税額

=

均等割額

(資本金などの額と従業員数の区分から算出する額)

+

法人税割額

(法人税額に税率14.7%を乗じた額)

対象となる事業所 商業登記した法人のほか、地方税法で非課税とならない団体など

確定申告の申告納付期限 事業年度終了日(決算期末日)の翌日から原則2カ月以内

※このほか、中間申告・予定申告・修正申告などもあります。それぞれの申告納付期限を過ぎると、延滞金がかかる場合があります

法人の設立・設置や異動の届け出もお忘れなく

届け出の種類	届け出の時期	提出期限	提出方法
法人設立(設置)届	①市内に本店などを置く法人を設立したとき ②市外に本店などがある法人が市内に新たに事務所や事業所を設置したとき	設立・設置から20日以内	課税課に備え付けの届出書に記入して提出 ※市ホームページから印刷可
法人等の異動届	法人の代表者や商号(法人名)、所在地、決算期などに変更があったとき	速やかに	